

令和6年第3回にかほ市議会臨時会会議録（第1号）

1、令和6年5月28日第3回にかほ市議会臨時会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	高 橋 利 枝	2 番	齋 藤 光 春
3 番	佐々木 正 勝	4 番	宮 崎 信 一
5 番	齋 藤 雄 史	6 番	齋 藤 聡
7 番	齋 藤 進	9 番	佐々木 平 嗣
10 番	小 川 正 文	11 番	佐々木 孝 二
12 番	佐 藤 直 哉	13 番	佐々木 春 男
14 番	佐々木 敏 春	15 番	森 鉄 也
16 番	伊 藤 竹 文		

1、本日の出席議員（ 14 名 ）

1 番	高 橋 利 枝	3 番	佐々木 正 勝
4 番	宮 崎 信 一	5 番	齋 藤 雄 史
6 番	齋 藤 聡	7 番	齋 藤 進
9 番	佐々木 平 嗣	10 番	小 川 正 文
11 番	佐々木 孝 二	12 番	佐 藤 直 哉
13 番	佐々木 春 男	14 番	佐々木 敏 春
15 番	森 鉄 也	16 番	伊 藤 竹 文

1、本日の欠席議員（ 1 名 ）

2 番 齋 藤 光 春

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	今 野 和 彦	次 長	加 藤 潤
班長兼副主幹	今 野 真 深		

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	市 川 雄 次	副 市 長	本 田 雅 之
教 育 長	小 園 敦	総 務 部 長 (危機管理監)	佐々木 俊 孝
企画調整部長 (地方創生政策監)	須 田 美 奈	市民福祉部長	佐々木 修

農林水産部長	阿部光弥	建設部長	原田浩一
商工観光部長	池田智成	教育次長	佐藤喜仁
消防長兼消防署長	須田勇喜	会計管理者	齋藤稔
総務課長	齋藤邦	税務課長	須田泰史
総合政策課長	高橋寿	財政課長	齋藤真紀
市民課長	竹内健	福祉課長	佐々木美佳
こども家庭センター長	三浦晶子	農林水産課長	柴田俊幸
建設課長	竹内千尋	上下水道課長	齋藤和俊
消防本部総務課長	須田孝		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第1号

令和6年5月28日（火曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第5号 専決処分の報告について（専決第3号）
- 第4 報告第6号 専決処分の報告について（専決第11号）
- 第5 報告第7号 専決処分の報告について（専決第12号）
- 第6 議案第28号 にかほ市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）
- 第7 議案第29号 にかほ市漁港管理条例及びにかほ市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第5号）
- 第8 議案第30号 にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第9号）
- 第9 議案第31号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第10号）
- 第10 議案第32号 令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第13号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第6号）
- 第11 議案第33号 令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）
- 第12 議案第34号 令和5年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第8号）
- 第13 議案第35号 にかほ市若者支援住宅敷地造成事業契約の締結について
- 第14 議案第36号 令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）について
- 第15 常任委員会委員の選任

- 第16 議会運営委員会委員の選任
- 第17 議会広報広聴委員会委員の選任
- 第18 議会改革推進会議委員の選任
- 第19 議長の常任委員会辞任の件
- 第20 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時00分 開 会

●議長（宮崎信一君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので会議は成立します。

ただいまから令和6年第3回にかほ市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、5番齋藤雄史議員、6番齋藤聡議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。議会運営委員長長の報告を求めます。15番森鉄也議会運営委員長。

【議会運営委員長（15番森鉄也君）登壇】

●議会運営委員長（森鉄也君） おはようございます。去る5月21日に議会運営委員会を開催し、本日の臨時会について協議いたしましたので、内容を報告いたします。

本日の提出案件は、お手元に配付のとおり報告が3件、議案9件の計12件であります。

会期については、本日1日限りとし、議案を委員会付託せず、本会議において提案理由の説明、議案質疑、討論、採決を行うこととして議会運営委員会で決定しております。

なお、質疑については通告なしでも受け付けることといたします。

次に、感染症対策についてご報告いたします。

今臨時会においては、これまでの運用方針どおりの対応とすることに決定いたしましたので、引き続き感染予防のご協力をお願いいたします。

また、議会開会時の服装については、5月1日から9月30日までをクールビズ期間として、原則上着着用、ネクタイ不要とすることを決定いたしましたので、ご報告いたします。

以上です。

●議長（宮崎信一君） これから議会運営委員長長の報告に対する質疑を行います。質疑はありま

せんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間に決定しました。

次に、議案の付託についてお諮りします。本日提出されている議案第28号から議案第36号までの議案9件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において決したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

日程第3、報告第5号専決処分の報告について（専決第3号）から日程第5、報告第7号専決処分の報告について（専決第12号）までの報告3件、日程第6、議案第28号にかほ市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）から日程第14、議案第36号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）についてまでの議案9件、計12件を一括議題とします。

朗読を省略しまして、当局から報告及び提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 改めまして、おはようございます。

まずもって、本日の臨時会開催にあたり、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、私からは、本日の臨時会に提出しております議案の要旨について説明をさせていただきます。

初めに、報告第5号専決処分の報告について（専決第3号）についてであります。

これは農業集落排水事業特別会計の地方債元利償還金32万1,287円の支払い処理を遅延したことにより、相手方に対して遅延利息の支払いが発生したことに伴う損害賠償の額を令和6年3月22日付で88円と決定したので、地方自治法の規定により報告するものであります。

次に、報告第6号専決処分の報告について（専決第11号）であります。

これは令和6年4月6日午後6時30分頃、市道四隅池東線において、横断側溝グレーチング蓋の跳ね上がりにより、相手方の車両に与えた損傷による損害賠償の額を令和6年4月15日付で16万5,418円と決定したので、地方自治法の規定により報告するものであります。

次に、報告第7号専決処分の報告について（専決第12号）であります。

これは昭和62年5月1日付で、旧象潟町が旧小砂川集落へ売却した土地について、所有権移転登記が未済であったことから、平成29年12月1日付で市が第三者へ売却したもので、これにより小砂川自治会に与えた損害に対する賠償の額を令和6年5月2日付で1万1,374円と決定したので、地

方自治法の規定により報告するものであります。

次に、議案第28号にかほ市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）であります。

これは、市の組織改編に伴い、条文中の「子育て支援課」の記載を「こども家庭センター」に改めるため、地方自治法の規定により専決処分したもので、同法の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第29号にかほ市漁港管理条例及びにかほ市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第5号）であります。

これは、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する二つの条例について所要の規定を整備するため、地方自治法の規定により専決処分したもので、同法の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第30号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第9号）及び議案第31号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第10号）であります。

これらにつきましては、いずれも地方税法等の一部を改正する法律などが公布されたことに伴い、所要の規定を整備するため、地方自治法の規定により専決処分したもので、同法の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

次の議案第32号から議案第34号までの三つの議案につきましては、令和5年度の各会計の最終補正予算について、令和6年3月29日付で専決処分したもので、地方自治法の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

補正の内容は、いずれも3月補正予算成立後の事業費等の確定による調整が主なものであります。

初めに、議案第32号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第13号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第6号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ7,128万2,000円を減額し、総額を179億1,126万4,000円としております。

次に、議案第33号令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億2,728万4,000円を減額し、総額を26億4,195万3,000円としております。

次に、議案第34号令和5年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第8号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ408万8,000円を減額し、総額をそれぞれ3億6,991万1,000円としております。

次に、議案第35号にかほ市若者支援住宅敷地造成事業契約の締結についてであります。

契約の方法は一般競争入札、総合評価方式により、契約の金額は1億9,976万円で、契約の相手

方、にかほ市若者支援住宅敷地造成事業建設工事共同企業体、代表者 川越工業株式会社 代表取締役 川越康平と事業契約を締結しようとするもので、にかほ市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議決を求めるものであります。

最後に、議案第36号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億9,519万1,000円を追加し、総額を152億9,519万1,000円とするものであります。

歳入では、平成24年度に施行した消防救急デジタル無線施設新設工事の請負契約に基づく施工事業者からの違約金として20款諸収入に7,947万2,000円を追加しております。

歳出では、国の物価高騰対策をベースに、一部市独自に対象を拡大した支援事業として、3款民生費に低所得世帯支援事業費と定額減税補足給付金事業費、合わせて1億9,519万1,000円を計上しております。

以上、議案の要旨を説明させていただきました。補足説明については担当部課長が行いますので、よろしくお願いいたします。

すみません、報告第7号の部分についてですが、1万1,374円というところを別の読み上げをしてしまいました。令和6年5月2日付で1万1,374円と決定したというのが正しいところであります。（該当箇所訂正済）

●議長（宮崎信一君） 次に、担当部長から補足説明を行います。初めに報告第5号、報告第6号について、建設部長。

●建設部長（原田浩一君） それでは、報告第5号について補足説明いたします。

議案綴り2ページをご覧ください。

農業集落排水事業特別会計地方債元利償還金支払事務について、元利償還金32万1,287円の支払い処理を遅延したことにより、相手方に対し、当該元利償還金の遅延利息の支払いが発生したことに伴う損害賠償額を次のとおり決定しております。

損害賠償の額88円です。

損害賠償の相手方、専決処分書記載のとおりでございます。

これは令和6年3月21日支払い分の償還金元金26万5,943円、利子5万5,344円の支払いが1日遅れたことにより、年利10%の延滞利息料1日分の日割延滞料88円を生じさせてしまったものになります。

この場を借りて改めておわび申し上げます。

下水道事業につきましては、令和6年度から公会計へ移行しております。金融機関への振込手続も自ら行っておりますので、より責任のある立場で償還金の金額及び期日を複数で確認し、漏れがないように会計処理に努めてまいります。

続きまして、報告第6号について補足説明いたします。

議案綴り4ページをご覧ください。

市は令和6年4月6日午後6時30分頃に市道四隅池東線と篠坂1号線交差丁字路において、車両が通過した際に横断側溝グレーチング蓋が跳ね上がり、相手方の自動車に与えた損害による損害賠

償の額を次のとおり決定しております。

損害賠償の額16万5,418円で、10割の賠償です。

損害賠償の相手方は、市内在住者となります。

損害を与えた背景は、交差T字路の横断側溝に落ち蓋式のグレーチングを設置し、路面の排水を行っておりますが、排水路の蓋の受け部分が経年劣化と車両通行の際の衝撃等により欠けておりました。このグレーチング蓋の上を通過した際、車両前輪で跳ね上げたグレーチングによりマフラーを損傷したものです。

被害を受けられた方に謝意を申し上げ、令和6年4月15日付で示談が成立しました。

専決処分の上、本日報告いたします。

今回の事故箇所の横断グレーチングにつきましては、跳ね上げ防止対策を行っております。そして、今後は、道路パトロール等により、破損等、一般車両等に危害を及ぼすような破損を発見した際には、直ちに補修や通行規制の措置をとるなどの維持管理に努めてまいります。

なお、損害賠償金につきましては、保険会社から全額補填されます。

補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、報告第7号について、企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（須田美奈君） それでは、報告第7号について補足説明いたします。

議案綴りは6ページとなります。

これは昭和62年5月1日付で旧象潟町が旧小砂川部落へ売却した土地について、所有権移転登記が済んでいなかったため、市の土地と誤認して、平成29年12月1日付で公共の用に供するとして、国土交通省に売却したことによる損害賠償であります。

当該土地が未登記だった理由は、旧象潟町と旧小砂川部落で取り交わした土地売買契約書第4条において明示した所有権移転登記の請求を旧小砂川部落が旧象潟町に対して行わなかったことではありますが、小砂川自治会の所有の土地であることから、小砂川自治会との協議におきまして、にかほ市と国土交通省との間で取り交わした土地売買に関する契約書に明記する土地代金1万1,374円と同額を補償額として自治会に支払うことで令和6年5月2日に同意いたしました。これを損害賠償の額として決定するものであります。

補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第28号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（佐々木修君） 議案第28号については、先ほど市長が申し上げたとおりなので、補足説明はございません。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第29号について、農林水産部長。

●農林水産部長（阿部光弥君） 議案第29号について補足説明をいたします。

議案綴りは12ページをご覧ください。

にかほ市漁港管理条例及びにかほ市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例については、「漁港漁場整備法」が令和6年4月1日から「漁港及び漁場の整備等に関する

る法律」として施行されることにより、関連する条例について本文中の記載を改め、施行を法改正にあわせ、令和6年4月1日とするものであります。

補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第30号及び議案第31号について、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） それでは、初めに、議案第30号につきまして補足説明いたしますが、改正箇所が多岐にわたりますので、特に市民の皆様身近なところの税制改正に絞って説明いたします。

提出議案説明資料の4ページをご覧ください。

4ページの2の主な内容でございますが、(1)の個人市民税関係では、能登半島地震災害による資産の損失額について、所得割の納税義務者の選択により、令和5年において生じた損失とみなして令和6年度以降の年度分で雑損控除を受けられる特例などを新たに設けております。

また、令和6年度分の個人住民税の特別税額控除、いわゆる定額減税につきまして、所得割の納税者本人と配偶者を含む扶養親族1人につき1万円を減税するもので、これに伴います税額通知書の特例などを規定を新たに追加をしたというものでございます。

5ページ中段から6ページにかけての(2)固定資産税関係では、新築住宅等に対する税額の軽減適用に係る申告の特例でありますとか、土地に係る負担調整措置等を3年間延長することなどを規定しております。

なお、これらの改正後の規定は、令和6年4月1日から施行しております。

議案第30号については以上です。

次に、議案第31号です。

提出議案説明資料の36ページをご覧ください。

この2の主な内容でございますが、第2条の改正は、国民健康保険税の課税限度額に関するもので、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を、これまでの22万円から24万円に引き上げております。

また、第23条の改正は、国民健康保険税の軽減措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しを行ったもので、5割軽減の基準額を29万円から29万5,000円に、2割軽減の基準額を53万5,000円から54万5,000円にそれぞれ引き上げることで軽減対象を拡大しております。

なお、これらの改正後の規定は、令和6年4月1日から施行しております。

議案第31号については以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第32号について、企画調整部に関することは企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（須田美奈君） それでは、議案第32号の企画調整部関係について補足説明いたします。

補正の内容につきましては、3月補正予算成立後における地方交付税や各種交付金、市債などの額の確定、そしてそれに伴う財源調整が主な理由となっております。

初めに、補正予算書6ページをご覧ください。

第2表繰越明許費補正であります。

繰越明許費の追加として、3款1項社会福祉費、住民税非課税世帯支援給付金追加交付事業、灯油購入費等助成事業について、事業実施期間がそれぞれ令和6年4月末までとなっていることから繰り越すものです。

10款4項社会教育費、フェライト子ども科学館リニューアル事業は、年度内完成が困難になったことから繰り越すものです。

次に、7ページをご覧ください。

第3表地方債補正であります。

旧上浜小学校利活用事業以下8ページにかけての20件について、対象事業費の確定に伴い、それぞれの事業に係る借入れ限度額を変更するものであります。

次に、11ページをご覧ください。

歳入についてであります。

2款地方譲与税1項1目1節地方揮発油譲与税503万円の増額と、次の2項1目1節自動車重量譲与税881万1,000円の増額は、国からの交付額の確定により、それぞれ補正計上しております。

次に、14ページです。

10款地方交付税1項1目1節地方交付税2億2,846万2,000円の増額は、特別交付税の交付額が4億5,346万2,000円と確定したことにより、既定予算との差額を計上しております。

14款国庫支出金2項1目1節総務費補助金3,684万8,000円の減額は、令和5年度における各種事業に対する交付額の確定に伴い、既定予算との差額を減額補正しております。

16ページです。

18款繰入金2項1目財政調整基金繰入金2億1,730万7,000円の減額は、歳入歳出の調整による減額で、令和5年度は財政調整基金からの繰入額は5億5,721万7,000円となりました。本補正後の財政調整基金の残高は29億6,825万円となります。

2目みらい創造基金繰入金、3目地域振興基金繰入金、5目自然エネルギーによるまちづくり基金繰入金は、それぞれ充当する事業費の確定に伴う整理として補正するものであります。

17ページになります。

20款4項6目雑入、風力発電周辺施設管理協力金42万8,000円は、実績に基づく増額であります。こちらについては、同額を歳出2款1項11目24節積立金に計上しており、18款2項5目自然エネルギーによるまちづくり基金に積み立てるものです。

21款1項市債につきましては、先の第3表地方債補正で示した20の事業について、それぞれの起債事業の変更に伴う補正で、目ごとにまとめて計上しております。

歳出についてです。

19ページをご覧ください。

補正額が0については、額の確定により財源振替をするもので、特に補足説明はございません。

企画調整部関係の説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、総務部に関することは総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） それでは、議案第32号中、総務部関係の補足説明で

す。

補正予算書11ページをご覧ください。

歳入の1款市税3項軽自動車税から5項入湯税につきましては、それぞれ金額の確定や収納実績に基づきまして、既定の予算額との差額を補正したものでございます。

12ページの3款1項利子割交付金から14ページの9款2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金までの各交付金、さらに18ページの22款1項旧法による自動車取得税交付金、これら合わせて九つの交付金につきましては、国や県からの交付額が確定したことによりまして差額を補正したものでございます。

17ページにお戻りをいただきまして、20款4項6目雑入の説明欄の一番上、支障物件等補償費1,372万3,000円につきましては、国土交通省の一般国道遊佐象潟道路工事に伴います市の光ファイバー移設に係る補償額が確定したことによりまして差額を補正したものでございます。

総務部の関係は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、市民福祉部に関することは市民福祉部長。

●市民福祉部長（佐々木修君） それでは、市民福祉部関係の補足説明を申し上げます。

初めに歳入です。

15ページをご覧ください。

14款2項2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金の保育対策総合支援事業費補助金66万7,000円の増額は、保育園、認定こども園、4か所の送迎バスの安全装置の設置に係る補助金で、交付額の確定により増額するものであります。

18款1項1目特別会計繰入金1節国民健康保険事業特別会計事業勘定繰入金114万6,000円の減額は、健康推進課で受託しております特定保健指導の実績見込みにより減額するものであります。

続いて、歳出です。

19ページをご覧ください。

3款2項1目児童福祉総務費12節委託料113万7,000円と14節工事請負費4,012万8,000円の減額は、病児保育施設建設に係る工事管理委託料と工事費を減額するものです。令和5年5月臨時会におきまして関連する予算を計上し、土地の転用許可、所有権移転、県の審査会を経てから県の12月補正予算議決後、令和6年1月に請負契約を締結し、令和5年度内の着工を予定しておりましたが、年度内の工事出来高が見込めなくなったことから、事業の財源となる子ども・子育て支援施設整備交付金について、県との協議を進め、令和6年度の交付金対象事業として県の審査会で採択されております。このことから、令和6年度当初予算に関連する予算を改めて計上しており、令和5年度は補助対象外工事である地盤造成工事を実施し、未執行となりました工事管理委託料、地盤造成工事費を除いた工事請負費を減額補正するものであります。

続いて、3款4項2目保健医療費27節繰出金1,076万7,000円の減額は、国民健康保険事業特別会計事業勘定への繰出金で、特定健康診査の実績等により減額するものであります。

3款4項3目後期高齢者医療費27節繰出金58万8,000円の減額は、後期高齢者医療特別会計への繰出金で、保険基盤安定負担金の確定等により減額するものであります。

補足説明は以上です。

- 議長（宮崎信一君） 次に、農林水産部に関することは農林水産部長。
- 農林水産部長（阿部光弥君） 農林水産部に関する補足説明はございません。
- 議長（宮崎信一君） 次に、建設部に関することは建設部長。
- 建設部長（原田浩一君） 建設部に係るものについて補足説明いたします。

議案綴り15ページをご覧ください。

歳入になります。

14款2項5目土木費国庫補助金1節道路橋梁費補助金の社会資本整備総合交付金750万6,000円の増額は、道路除雪事業の雪寒指定道路への交付金の増額となり、補助率は3分の2となります。

次に、15款3項6目土木費委託金2節道路橋梁費委託金の道路除雪委託金の192万9,000円の減額は、県道除雪の受託業務の精算によるものです。

次に、歳出になります。

22ページをご覧ください。

8款2項3目道路橋梁新設改良費12節委託料1,350万6,000円の減額は、橋梁点検委託料の請負差額1,276万2,000円と橋梁補修設計委託料の請負差額74万4,000円となります。

同じく14節工事請負費14万8,000円の減額も請負差額となります。

次の行の5目除雪費17節備品購入費563万円の減額は、除雪車両2台購入時の請負差額となります。

建設部に係る補足説明は以上でございます。

- 議長（宮崎信一君） 次に、議案第33号及び議案第34号について、市民福祉部長。
- 市民福祉部長（佐々木修君） それでは、初めに議案第33号について補足説明いたします。

歳入についてです。

補正予算書6ページをご覧ください。

4款1項1目保険給付費等交付金1節普通交付金2億2,133万9,000円の減額は、療養給付費等に対して県から交付される交付金で、交付額の確定により減額するものです。

2節特別交付金84万2,000円の減額は、保険者努力支援分及び特別調整交付金分などとして交付されるもので、それぞれ額の確定により減額するものです。

8款3項3目一般被保険者第三者納付金350万5,000円の増額は、同じく金額が確定したことにより減額するものであります。

続いて歳出です。

9ページをご覧ください。

2款1項1目一般被保険者療養給付費1億9,441万7,000円、2款1項1目一般被保険者療養費100万円、2款2項1目一般被保険者高額療養費2,170万円及び2款4項1目出産育児諸費300万円の減額は、それぞれ額の確定により減額するものです。

補足説明は以上です。

続いて、議案第34号については、先ほど市長が申し上げたとおりでございますので、補足説明は

ございません。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第35号について、企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（須田美奈君） それでは、議案第35号について補足説明いたします。

若者支援住宅整備につきましては、昨年11月21日の議会説明会でお話させていただいたとおり、住宅建物の整備を国の交付金を活用して進めるため、敷地整備を切り離して行うこと、そして、設計・施工一括発注方式で事業実施することとして、造成工事及び附随する市道整備を一体的に行うための債務負担行為の設定を12月定例会において承認いただいております。

議会説明資料の40ページをご覧ください。

今般の入札方法につきましては、記載のとおり、総合評価方式の一般競争入札として実施し、審査には外部の学識経験者を含む7名の委員により事業者選定を行っております。

追加資料として提出している資料をご覧ください。

これは事業者選定委員会にお示しした事業概要資料となります。

1の事業の背景と目的に記載のとおり、本事業は若者支援住宅の敷地造成と隣接する市道の改良を限られた工期内に効率的に実施するため、設計と施工を一体的に発注する設計・施工一括発注方式としております。

選定委員会は、昨年の12月21日、今年の4月11日・24日の計3回開催しており、第1回委員会では入札説明書、要求水準書、落札者決定基準などについて審議をいただき、3番の事業方式に記載のとおり、設計及び施工を一括で事業者が発注する設計・施工一括発注方式とすること、6番に記載のとおり、事業者選定方式を技術評価と価格評価による合計評価点により選定する総合評価落札方式、一般競争入札とすること、応募者の構成を設計業務を行う設計コンサルタント会社と建築業務を行う市内一般土木A級を代表企業とする建設会社で構成する共同企業体とすることを決定しております。

なお、参考資料として提出しております要求水準書については、実際に入札公告時にホームページにて示した資料であります。

これらの細かな条件を要求水準として示し、この基準に沿った形での提案をしていただくために定めたものであります。

これらの基準を基に、令和6年1月16日に入札公告を行い、2月15日までに3者から入札参加表明及び参加資格審査に関する書類の提出があり、3者とも入札参加資格要件を満たしていることを確認しております。

3月28日まで、この3者から提案審査書類及び入札書の提出があり、3月29日に開札し、いずれも予定価格を超えていないことを確認いたしました。

4月11日の第2回審査会において、入札参加事業者名を伏せた上で提案書類審査、4月24日に第3回の選定委員会を開催し、プレゼンテーション、ヒアリングの上、各委員が技術評価の採点を行っております。これに価格評価点を加算した総合評価点を委員会で確認し、最も評価の高かった川越工業株式会社を代表企業、設計業務を行う株式会社復建技術コンサルタント秋田支社を構成員

とする、にかほ市若者支援住宅敷地造成事業建設工事共同企業体を落札企業者として選定いたしました。

選定結果を基に同共同企業体を落札者として決定し、5月1日付で仮契約を締結しております。

今後、契約議決をいただいた後、現地の調査から詳細の計画図面を作成し、開発行為などの必要な手続を行いながら設計・施工一括の整備を行ってまいります。

説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第36号について、市民福祉部に関することは市民福祉部長。

●市民福祉部長（佐々木修君） それでは、議案第36号、市民福祉部関係について補足説明いたします。

今回の補正は、低所得世帯への支援として、令和6年度に住民税が新たに非課税となった世帯と新たに均等割のみが課税された世帯に対して、それぞれ10万円を給付し、この二つの給付金に該当する子育て世帯に対して18歳以下の児童1人当たり5万円を給付する三つの事業についての予算額を計上しております。

また、定額減税の補足給付として、定額減税の恩恵を十分に受けることができない納税者に対して、所得税及び個人住民税分の控除不足額を1万円単位で算定した額を給付する事業についての予算額を計上しております。

それぞれの事業について説明いたします。

議案説明資料43ページをご覧ください。

一つ目は、住民税非課税世帯支援給付金事業です。

令和6年度、新たに住民税均等割が課税されていない方のみで構成される世帯を対象に、1世帯当たり10万円を給付するものです。このほか市単独分として国の支給要件で対象外となる住民税が課税されている方の扶養親族のみで構成される世帯についても給付対象としております。

国事業分275世帯、市単独分25世帯の計300世帯を見込んでおります。

次に、資料44ページをご覧ください。

二つ目は、住民税均等割のみ課税世帯支援給付金事業です。

令和6年度住民税非課税世帯以外の世帯で令和6年度、新たに住民税の所得割が課されていない方のみで構成される世帯を対象に、1世帯当たり10万円を給付するものです。このほか市単独分として、国の支給要件で対象外となる住民税が課税されている方の扶養親族のみで構成される世帯についても、同じく給付対象としております。

国事業分248世帯、市単独分2世帯の計250世帯を見込んでおります。

資料45ページをご覧ください。

三つ目は、低所得子育て世帯加算給付金事業です。

令和6年度、新たに住民税が非課税である子育て世帯と令和6年度住民税非課税世帯以外の世帯で住民税所得割が課されていない方のみで構成されている子育て世帯を対象に、18歳以下の児童1人当たり5万円を給付するものです。このほか市単独分として国の支給要件で対象外となる住民税が課税されている方の扶養親族のみで構成される世帯についても給付対象としております。

住民税非課税子育て世帯は、国事業分18世帯36人、市単分2世帯4人の計20世帯40人を、住民税均等割のみ課税子育て世帯は、国事業分4世帯8人、市単分1世帯2人の計5世帯10人分を見込んでおります。

資料47ページになります。

四つ目は、調整給付金事業です。

定額減税可能額が令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る方を対象に、1万円単位で算定した額を給付するものです。

対象者は4,000人を見込んでおります。

次に、予算書の説明についてであります。

補正予算書7ページをご覧ください。

3款1項8目低所得世帯支援事業費7節から12節までは、給付事業に関わる事務費分を計上しております。18節負担金補助及び交付金5,750万円のうち、住民税非課税世帯支援給付金2,750万円、市単分250万円を、住民税均等割のみ課税世帯支援給付金2,480万円、市単分20万円を、低所得子育て世帯加算給付金220万円、市単分30万円を計上しております。

3款1項9目定額減税補足給付金事業費7節から13節までは、調整給付事業に関わる事務費分を計上しております。18節調整給付金は4,000人分の1億2,900万円を計上しております。

歳入については、市の単分も含め、14款2項1目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に1億9,519万1,000円を計上しております。

給付スケジュールとしましては、7月上旬頃に確認書等の申請書類を郵送し、申請期限9月末を予定として提出いただき、一つ目から三つ目の低所得世帯に対する給付金は7月下旬から順次振り込みをする予定です。四つ目の調整給付金は8月から順次振り込みを開始できるよう進める予定でおります。

市民福祉部の補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、消防本部に関することは消防長。

●消防長兼消防署長（須田勇喜君） 議案第36号について、消防本部所管の補足説明をいたします。提出議案説明資料の42ページをご覧ください。

1の経緯であります、平成29年2月2日付で消防救急デジタル無線機器の製造販売業者5社が独占禁止法に違反する行為が認められたとして、公正取引委員会から排除措置命令と課徴金納付命令を受けました。

このうち1社、株式会社富士通ゼネラルは、命令の取り消しを求めて提訴し、争っていましたが、令和6年3月21日に最高裁判所が同社の訴えを棄却したため、公正取引委員会からの命令が確定しております。

これにより平成24年度株式会社富士通ゼネラルが受注した、にかほ市消防救急デジタル無線施設新設工事においても不正行為が認定されたため、当時締結した工事請負契約に基づく違約金について、令和6年5月7日付で同社に対し請求しております。

違約金の額につきましては、2の請求の根拠等に記載のとおり、契約約款に基づき、工事請負金額3億9,736万2,000円の10分の2に相当する7,947万2,400円とし、納期限を令和6年5月31日としております。

補正予算書6ページをご覧ください。

歳入の20款諸収入4項3目違約金及び延納利息7,947万2,000円の増額は、ただいま説明しました違約金を計上するものです。

その上段の18款繰入金2項1目財政調整基金繰入金7,947万2,000円の減額は、歳入歳出の調整をするものです。

補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） これで補足説明を終わります。

所用のため、11時5分まで暫時休憩いたします。

午前10時56分 休 憩

午前11時05分 再 開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

これから質疑を行います。

質疑には自己の思いや意見を入れないようにしてください。

なお、発言は演壇で行い、議案番号を教えてください。

初めに、報告第5号専決処分の報告について（専決第3号）から報告第7号専決処分の報告について（専決第12号）までの報告3件についての質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで報告第5号から報告第7号までの計3件についての質疑を終わります。

次に、議案第28号にかほ市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）から議案第34号令和5年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第8号）までの議案7件についての質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議案第28号から議案第34号についての質疑を終わります。

次に、議案第35号にかほ市若者支援住宅敷地造成事業契約の締結についての質疑を行います。質疑はありませんか。3番佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） それでは、議案番号35、議案名、にかほ市若者支援住宅敷地造成事業契約の締結について質疑いたします。

6点質問させてください。

1、本事業の落札事業者である、にかほ市若者支援住宅敷地造成事業建設工事共同企業体は、どのような事業者による構成なのか伺います。

2、入札予定価格2億8,712万6,400円の価格設定の根拠を伺います。

3、今回の入札に参加した3者の予定価格に対する差異率がA社30%、B社10%、C社19%となっています。今回の入札は差異率が大きいと見るが、この入札差異率をどのように受け止めているか伺います。

4、造成事業完了まで契約金額に上乘せとなる事項の想定はないか伺います。

5、事業スケジュールによると、本事業の引渡日は令和7年10月頃となっているが、若者支援住宅の建設、また、開始と完成をいつ頃と見込んでいるか、その時期を伺います。

6、若者支援住宅に関連する進捗度合いや今後のスケジュール等の議員説明会の考えはないか。あるとしたら、いつ頃を想定しているか伺います。

以上6項目です。

●議長（宮崎信一君） 答弁、企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（須田美奈君） それでは、ただいまの佐々木正勝議員の質問に私の方からは、1番、2番、5番をお答えして、そのほかは担当課長から説明いたします。

一つ目の事業者の構成についてであります。

事業者の構成ですが、補足説明でも申し上げましたとおり、代表企業が建設業務を行う川越工業株式会社と、設計業務を行う株式会社復建技術コンサルタント秋田支社の構成となります。

二つ目の質問にお答えします。

今回の事業につきましては、事前調査、基本設計、実施設計等を行う設計業務と造成工事を行う建設業務を一括して発注する設計・施工一括発注方式のため、事前に設計書として積算をして予定価格を設定しているものではありません。県外を含むこれまでの同規模程度の類似事業を参考にしまして、現地の条件などを勘案しながらアドバイザー事業者において設定した額を、債務負担の額を超えない範囲で予定価格として設定しております。

五つ目の質問にお答えします。

今回の整備は、敷地造成工事までとなっておりますので、若者支援住宅建設は、それ以降の完了として計画を進めております。これまでの説明と変更はございませんが、令和7年度に交付金事業の地域優良賃貸住宅として整備することとして、現在、交付金申請事務などを進めておりますので、今年度中に住宅建設の事業者選定を進めながら推定されている軟弱地盤のさらなる対応など不測の事態が生じない限り、令和7年度末の完了を見込み、計画を進めているところであります。

●議長（宮崎信一君） 答弁、総合政策課長。

●総合政策課長（高橋寿君） それでは、私の方から3番、4番、6番のところについて回答させていただきます。

3番の契約額の差異が大きいというところですが、これにつきましては、細かく要求水準書を定めておりましたので、それに応じて積算はしてもらったものと思います。

落札した事業者については、材料は自前で調達できるというところがありますので、その点が大きく差がついたのかなとは分析しているところではあります。

4番の上乗せがあるかというところですが、入札説明書の中でいろいろ天候のリスク、いろいろな事情のリスクを定めて示しております。そこに該当するものがあれば当然変更の対象となりますが、現在ではそういったものがあるとは想定しておりませんので、上乗せはないものと考えております。

それから、今後のスケジュールの説明会のところですが、今後、建設事業を進めていく中で途中で債務負担の設定なども今年度中に考えております、補正予算のところ。その前段で建設規模ですとか、スケジュールですとか、そういったところの説明会は考えております。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） 事業スケジュールの回答で、令和7年10月までが整備事業完了で、それ以降建設の方はという答弁でよろしいですね。敷地――。

●議長（宮崎信一君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（須田美奈君） 造成事業の完了として来年度の10月、住宅につきましても今年度から事業選定を始めて、令和7年度末を見込みとして計画スケジュールとしております。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） 住宅建設がスタートするのは、整備事業が完了して引き渡しになった後という解釈でよろしいのかということです。

あと、質問最後になりますでしょう。あともう一つなんですけど、これ確認なんですけど、今回の入札に関していろいろ調べたいなということで、ホームページで検索したんですけど、ホームページの入札の次の若者支援住宅のところに行くのと、いろんな資料があるんですけど、開けない状態になってたんですけど、あれは私の検索の仕方が悪くて開けなかったのか。いろんな資料いっぱいあったんですけど、一つの資料も開けなかったの、その辺のところ何でかなということお伺いします。

●議長（宮崎信一君） 総合政策課長。

●総合政策課長（高橋寿君） 住宅建設のスケジュールですけども、今年度から選考を進めまして、来年度に交付金の決定を受けた後に契約を予定しております。それも設計・施工になりますので、10月の前には事業者を選定したいと思っておりますので、現場の施工は造成が終わってからという形になるかと思っております。その前に発注はするという計画でおります。

それとホームページですけども、入札公告が終わって、事業者の提案をいただいた後に、ちょっとすいません、開けないようには設定を変えておりましたので、今現在は、ホームページからは添付の資料の方は開けないようにはなっておりました。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 今の説明で開けないというのはなぜかという質問なんですけど、その辺、ど

ちらかお答え願えますか。そういうことですよ。

●3番（佐々木正勝君） 以前の資料も見られなかった、ホームページ。自分が見たかったのは回答。業者の質問に対して。

●議長（宮崎信一君） 暫時休憩します。

午前11時16分 休憩

午前11時17分 再開

●議長（宮崎信一君） 再開します。

総合政策課長。

●総合政策課長（高橋寿君） 先ほどの回答のとおり、入札公告が終わったというところで一旦締めたんですが、公開しないという意味ではないので、見れるように設定を変えたいと思います。今、これから見れるように変えたいと思います。

●議長（宮崎信一君） よろしいですか。

●3番（佐々木正勝君） 休憩でいいですか。

●議長（宮崎信一君） いえ、休憩はできません。

●3番（佐々木正勝君） さっき聞きたかったのは、基礎工事ということはいつぐらいからということなんです。建屋基礎工事の造成。

●議長（宮崎信一君） 暫時休憩します。

午前11時18分 休憩

午前11時19分 再開

●議長（宮崎信一君） 再開します。

これで3番佐々木正勝議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。1番高橋利枝議員。

●1番（高橋利枝君） 1番高橋利枝です。

議案第36号のうち、消防救急デジタルの件で、確認させてください。

●議長（宮崎信一君） 高橋利枝議員に申し上げます。まだ議案第36号に入っておりませんので。

●1番（高橋利枝君） はい。じゃあ次で。すいません。

●議長（宮崎信一君） 議案第35号について、質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議案第35号についての質疑を終わります。

次に、議案第36号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。1番高橋利枝議員。

●1番（高橋利枝君） 失礼しました。1番高橋利枝です。

消防救急デジタルの違約金の件ですけれども、昨年リニューアルして同じ業者が確か請け負っていると思いますけれども、これ、昨年のリニューアルに関しては影響はないということでしょうか。

●議長（宮崎信一君） 消防長。

●消防長兼消防署長（須田勇喜君） 昨年までの事業は、通信指令台の方の更新事業でありまして、今回の消防救急デジタル無線の関連に関しては、また別ということになります。

●議長（宮崎信一君） 終わりますか。

【1番（高橋利枝君）「はい」と呼ぶ】

●議長（宮崎信一君） これで1番高橋利枝議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議案第36号についての質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

初めに、議案第28号にかほ市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第28号の討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第28号は、承認することに決定しました。

次に、議案第29号にかほ市漁港管理条例及びにかほ市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第5号）の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第29号の討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第29号は、承認することに決定しました。

次に、議案第30号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第9号）の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第30号の討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第30号は、承認することに決定しました。

次に、議案第31号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第10号）の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第31号の討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第31号は、承認することに決定しました。

次に、議案第32号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第13号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第6号）の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第32号の討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第32号は、承認することに決定しました。

次に、議案第33号令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第33号の討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第33号は、承認することに決定しました。

次に、議案第34号令和5年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第8号）の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第34号の討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第34号は、承認することに決定しました。次に、議案第35号にかほ市若者支援住宅敷地造成事業契約の締結についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第35号の討論を終わります。これから議案第35号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。次に、議案第36号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第36号の討論を終わります。これから議案第36号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。説明員の皆様にお知らせいたします。これからの日程事項は常任委員会の構成替え等、議会内に係る件についてですので、説明員の方はここで退席していただいて結構でございます。ご苦労様でございました。

暫時休憩いたします。

午前11時27分 休 憩

午前11時29分 再 開

- 議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第15、常任委員会委員の選任、日程第16、議会運営委員会委員の選任、日程第17、議会広報広聴委員会委員の選任及び日程第18、議会改革推進会議委員の選任を議題とします。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項に基づき、次のとおり指名します。事務局長に報告をさせます。
- 議会事務局長（今野和彦君） それでは報告いたします。総務常任委員会、高橋利枝議員、佐々木正勝議員、宮崎信一議員、齋藤聡議員、佐々木孝二議員、佐々木敏春議員、以上6名です。教育民生常任委員会、齋藤進議員、小川正文議員、佐藤直哉議員、森鉄也議員、以上4名です。

産業建設常任委員会、齋藤光春議員、齋藤雄史議員、佐々木平嗣議員、佐々木春男議員、伊藤竹文議員、以上5名です。

●議長（宮崎信一君） 以上のように、それぞれ指名したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり決定しました。

各常任委員会は、ただいまのところ「正副委員長が欠けた時」に該当しますので、本職において各常任委員会を招集します。正副委員長を互選して報告願います。また、各常任委員会から議会広報聴取委員会委員を2名選出し、報告願います。

なお、各委員長の互選については、委員会条例第10条第2項に基づき、それぞれ年長の委員に職務を行っていただきます。総務常任委員会は第1会議室、教育民生常任委員会は第2会議室、産業建設常任委員会は第3会議室で行ってください。

委員会のため、しばらく休憩いたします。

午前11時32分 休 憩

午前11時48分 再 開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正副委員長を事務局長に報告させます。

●議会事務局長（今野和彦君） それでは、報告します。

総務常任委員会、委員長、佐々木孝二議員、副委員長、佐々木正勝議員。

教育民生常任委員会、委員長、齋藤進議員、副委員長、佐藤直哉議員。

産業建設常任委員会、委員長、齋藤光春議員、副委員長、齋藤雄史議員。

以上です。

●議長（宮崎信一君） ただいま報告のとおり決定しました。

次に、議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項に基づき、次のとおり指名します。

事務局長に報告をさせます。それではお願いします。

●議会事務局長（今野和彦君） それでは報告します。

議会運営委員は、齋藤光春議員、齋藤進議員、佐々木平嗣議員、佐々木孝二議員、佐々木春男議員、佐々木敏春議員、森鉄也議員、以上7名です。

●議長（宮崎信一君） 以上のように、それぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり決定しました。

議会運営委員会は、ただいまのところ「正副委員長が欠けた時」に該当しますので、本職におい

て議会運営委員会を招集します。正副委員長を互選して報告願います。

議会運営委員会は第1会議室です。

なお、委員長の互選については、委員会条例第10条第2項に基づき、年長の委員に職務を行っていただきます。

しばらく休憩いたします。

午前11時50分 休 憩

午後0時00分 再 開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長を事務局に報告させます。

●議会事務局長（今野和彦君） それでは報告いたします。

議会運営委員会、委員長、森鉄也議員、副委員長 佐々木平嗣議員。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 以上のとおり決定いたしました。

次に、お諮りします。議会広報広聴委員会委員には、にかほ市議会広報の発行に関する条例第5条第2項及び申し合わせにより、次のとおり指名したいと思います。

事務局長に報告させます。

●議会事務局長（今野和彦君） それでは報告いたします。

副議長、伊藤竹文議員、議会運営委員長、森鉄也議員、総務常任委員会から佐々木正勝議員、高橋利枝議員、教育民生常任委員会から佐藤直哉議員、小川正文議員、産業建設常任委員会から齋藤雄史議員、佐々木平嗣議員、以上8名です。

●議長（宮崎信一君） 以上のように、それぞれ指名したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり決定しました。

議会広報広聴委員会は、ただいまのところ「正副委員長が欠けた時」に該当しますので、本職において議会広報広聴委員会を招集します。正副委員長を互選して報告願います。

なお、委員長の互選については、委員会条例第10条第2項の規定に基づき、年長の委員に職務を行っていただきます。

議会広報広聴委員会は第2会議室です。

しばらく休憩いたします。

午後0時02分 休 憩

午後0時10分 再 開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報広聴委員会の正副委員長を事務局長に報告させます。

●議会議務局長（今野和彦君） それでは報告いたします。

議会広報広聴委員会、委員長、佐藤直哉議員、副委員長、高橋利枝議員。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、議会改革推進会議委員の選任については、議会改革推進会議設置規定第3条第2項に基づき、次のとおり指名します。

事務局に報告させます。

●議会議務局長（今野和彦君） それでは報告します。

議会改革推進会議委員は、議長、副議長と齋藤光春議員、齋藤雄史議員、齋藤聡議員、小川正文議員、佐藤直哉議員、佐々木春男議員、佐々木敏春議員、以上9名です。

●議長（宮崎信一君） 以上のように、それぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり決定しました。

議会改革推進会議は、ただいまのところ「正副委員長が欠けた時」に該当しますので、本職において議会改革推進会議を招集します。正副委員長を互選して報告願います。

議会改革推進会議は第1会議室です。

なお、委員長の互選については、委員会条例第10条第2項の規定に基づき、年長の委員に委員長の職務を行っていただきます。

しばらく休憩いたします。

午後0時12分 休 憩

午後0時18分 再 開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会改革推進会議の正副委員長を事務局長に報告させます。

●議会議務局長（今野和彦君） それでは報告いたします。

議会改革推進会議、委員長、伊藤竹文議員、副委員長、佐々木敏春議員。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 以上のとおり決定しました。

しばらく休憩いたします。

午後0時19分 休 憩

午後0時19分 再 開

●副議長（伊藤竹文君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19、議長の常任委員会委員辞任の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、4番宮崎信一議員の退場を求めます。

【4番 宮崎信一君 退場】

●副議長（伊藤竹文君） 議長から総務常任委員会委員を辞任したいとの申出があります。

お諮りします。本件は、申出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●副議長（伊藤竹文君） 異議なしと認めます。したがって、宮崎信一議長の総務常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

【4番 宮崎信一君 入場】

午後0時20分 休 憩

午後0時21分 再 開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

令和6年第3回にかほ市議会臨時会を閉会します。

午後0時21分 閉 会
